

川崎市消費者行政推進委員会公募市民委員選考委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 川崎市消費者行政推進委員会委員候補者選任要綱第4条に基づき、市民公募による選考を行うために設置する川崎市消費者行政推進委員会公募市民委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、公募した市民のうちから消費者行政委員を選考する。

(選考委員会の組織)

第3条 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

経済労働局長

経済労働局産業政策部長

経済労働局企画課長

経済労働局消費者行政センター室長

健康福祉局保健医療政策部生活衛生課長

(委員長)

第4条 選考委員会には委員長を置き、委員長は経済労働局長をもって充てる。

(選考委員会)

第5条 選考委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第6条 選考委員会の事務局は、経済労働局消費者行政センターに置く。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、選考委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年9月30日から施行する。

(関係要領の廃止)

川崎市消費者保護委員会委員候補者選考委員会設置要領を廃止する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。